調整ルームほか上水切替工事

岐阜県地方競馬組合

図面目録

図面番号	図面名称	縮 尺	図面番号	図面名称	縮 尺
M-０１	機械設備工事 特記仕様書	——	M-１１	衛生設備改修 調整ルームＲ階 詳細図	1/50
M-０２	配置図	1/1000	M-１２	自動制御設備改修 調整ルーム１階 平面図	1/100
M-０３	機器表、全体平面図	1/200	M-１３	自動制御設備改修 馬場管理室 平面図	1/100
M-０４	衛生設備改修 調整ルーム１階 平面図	1/100	M-１４	基礎、フェンス 参考図	1/30･1/50
M-０５	衛生設備改修 調整ルーム２階 平面図	1/100	M-１５	配管架台 参考図	——
M-０６	衛生設備改修 調整ルーム３階・４階 平面図	1/100			
M-０７	衛生設備改修 調整ルームＲ階 平面図	1/100	E-０１	電気設備工事 特記仕様書	——
M-０８	衛生設備改修 調騎会１階 平面図	1/100	E-０２	電気設備 調整ルーム１階 平面図	1/100
M-０９	衛生設備改修 受水槽廻り 詳細図	1/50	E-０３	電気設備 調整ルームＲ階 平面図	1/100
M-１０	衛生設備撤去 調整ルームＲ階 詳細図	1/50	E-０４	電気設備 馬場管理室 平面図	1/100

機械設備工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要　調整ルームほか上水切替工事

1.工事場所　羽島郡笠松町若葉町１２他（笠松競馬場内）
2.建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積（㎡）	建築面積（㎡）	消防法施行令別表第一の用途区分	備考
調整ﾙｰﾑ棟	RC造	4階建	993㎡	253㎡		
調騎会棟	RC造	3階建	252㎡	86㎡		

3.工事種目（　■印のついたものを適用する。）

工事種目＼建物別及び屋外	調整ﾙｰﾑ棟	調騎会棟				屋外	備考
□空気調和設備							
□換気設備							
□排煙設備							
□自動制御設備							
□衛生器具設備							
■給水設備	一式	一式				一式	
□排水設備							
□給湯設備							
□消火設備							
□厨房機器設備							
□ガス設備							
□さく井設備							
□浄化槽設備							
□昇降機設備							
□その他工事							

4.指定部分　※なし　□あり（工期：平成　年　月　日）
5.概成工期　※なし　□あり（工期：平成　年　月　日）（対象部分：　）
6.設備概要（　■印のついたものを適用する。）

方式		設備概要
空気調和方式等	□空気調和	□全空気方式　□ファンコイルユニット、ダクト併用方式 □ビル用マルチ・パッケージ方式
	□温風暖房	□全空気方式　□ファンコイルユニット、ダクト併用方式 □
	□直接暖房	□温水暖房　□
自動制御方式	□電気式　□電子式　□デジタル式　□空気式　□中央監視制御	
給水方式	□水道直結方式　□加圧給水方式　□タンクレスブースター方式	
排水方式	建物内の汚水及び雑排水　（□分流式　□合流式） 建物外の汚水及び雑排水　（□分流式　□合流式） 放流先　汚水　（□下水道直放流　□浄化槽） 雑排水　（□下水道直放流　□浄化槽　□側溝　□別途桝）	
給湯方式	□局所式　□中央式	
消火設備方式	□屋内消火栓　（□湿式　□乾式）　□連結送水管　□屋外消火栓 □スプリンクラー（□湿式　□乾式）　□不活性ガス　□泡消火 □粉末消火　□連結散水　□フード等用簡易自動消火	
ガス設備方式	□都市ガス　種別（　）　kJ/m3(N)　（供給圧力　Pa） □液化石油ガス	

Ⅱ．仕様書の適用
1.標準仕様
　特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）　」（以下「標準仕様書」という。）による。
2.各工事において、他の工事（建築工事、電気設備工事など）と関連のある事項は、それぞれの特記仕様書および標準仕様書による。
3.非公共工事における、特記仕様書および標準仕様書に記載された用語の取り扱い。
　(1)用語「監督職員」は、「監理者」と読み替える。
　(2)用語「承諾」は、「工事請負契約約款」の「承認」と同義語とする。
4.請負業者が、特記仕様書および標準仕様書の定めにより、監督職員の承諾を受けるために提出した書面（施工図など）の取り扱い。
　(1) 監督職員は、受領印を押して返却する。
　(2) 受領後１週間以内に、監督職員が書面による異議の申立てを行わない場合は、承諾されたものとして当該工事を施工することができる。

Ⅲ　特記仕様
1.項目は、番号に■印の付いたものを適用する。　（□印は適用外）
2.特記事項の選択項目は、■印の付いたものを適用する。　（□印は適用外）
　■印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　■印と※印の付いた場合は、共に適用する。

編章	項目	特記事項
1 一般共通事項 ①	■ 1.適用基準等	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記基準等を適用する。 ■公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事偏）（最新版） □建築物解体工事共通仕様書　（最新版） ■建築工事標準詳細図（機械設備工事偏）　（最新版） ■営繕工事写真撮影要領　（最新版）
	■ 2.一般事項	1)請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 2)工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、協議し、指示に従うこと。　(1.1.8) (1.1.9) 3)施工体制台帳及び施工体系図を作成し、施工体系図は現場に掲示すること。なお、作成したものの写しを監督職員に提出すること。　(1.1.5)
	■ 3.届出手続き	工事の着手、施工及び完成に当り、官公署その他関係機関への必要な諸届出手続き等は監督職員と協議の上、請負者が遅滞なく行う。（河川法など）なお、当該手続きに係る費用は請負者の負担とする。　(1.1.3)
	□ 4.工事実績情報(CORINS)の登録	※適用しない　(1.1.4) □適用する（請負精算額が500万円以上の場合） 受注時、変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後及び工事完成後の10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。
	□ 5.別契約の関連工事	別契約の施工上密接に関連する工事について、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者と共に、工事全体の円滑な進捗をはかること。　(1.1.7) 別契約の関連工事は、別図「設計概要」による。
1 一般共通事項 ②	■ 6.実施工程表、施工計画書、施工図等	1)工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。又、その補足として、週間・月間工程表を作成し監督職員に提出する。(1.2.1) 2)工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。　(1.2.2) 3)工事の施工に先立ち、工種別施工要領書及び施工図等を作成し、監督職員の承諾を受ける。　(1.2.3)
	■ 7.工事の記録	標準仕様書（1.2.4）による工事の記録等を遅滞なく整備する。　(1.2.4)
	■ 8.電気保安技術者	■適用する　□適用しない　(1.3.2)
	■ 9.事故報告	災害及び事故が発生した場合、直ちに監督職員に通報し、速やかに事故報告書を作成して監督職員に提出する。　(1.3.7)
	■10.発生材の処理等	(1.3.9) 1)建設ﾘｻｲｸﾙ法の規定に基づく通知義務等の該当 □なし□あり（　） 2)ﾌﾛﾝｶﾞｽ回収破壊法の規定に基づく措置の該当　■なし□あり（　） 3)引渡しを要するもの　※なし　□あり（　） 4)廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、場外搬出の上、適切に処分する □特別管理産業廃棄物　※なし　□あり（　） □再生資源化を図るもの 種類 ｜ 受入施設名 ｜ 所在地(Km) ｜ 備考 □ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊 □ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊 □建設発生木材 □建設汚泥 □現場において再利用を図るもの（　） □その他の廃棄物（安定型）（　） 受入れ施設名・所在地(km) □その他の廃棄物（管理型）（　） 受入れ施設名・所在地(km)
	■11.機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの、またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。　(1.4.2) 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。　(1.4.1) 使用する材料のホルムアルデヒド仕様は、日本工業規格及び日本農林規格のＦ☆☆☆☆規格品、壁装材料協会規格適合品または同等品、化学物質等製品安全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。
	■12.機材の品質・性能証明	本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し、監督職員の承諾を受ける。また、設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等の写しを監督職員に提出して、承諾を受ける。なお、標準仕様書に規定される製作図、試験成績表等を含む。　(1.4.2)
	■13.技能士	次の職種に技能士（■１級□２級）を配置する。（資格証の写しを提出する） ■配管（配管工事）　(1.5.2) □建築板金（ダクト製作及び取付け） ■熱絶縁施工（保温工事） □冷凍空気調和機器施工（ﾁﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ、ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機の据付及び調整）
	■14.足場類	□別契約の関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。　(4.1.1) ■本工事で設置する。 なお、枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年 4月改訂）によるものとし、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
	□15.監督職員事務所	※設けない（建築工事にて打合せ会議室を確保する）　(4.1.1) □設ける　（規模　　m程度　請負者事務所と同棟　□可　□否）
	■16.工事表示板	※設置する（建築工事による）　□設置しない　(4.1.1)
	■17.工事用電力・水ほか	本工事に必要な工事用電力、水などの費用は、引渡しまでの間、すべて請負者の負担とする。　(4.1.1) 電力：構内既存の施設　□利用できる（※有償　□無償）※利用できない 水　：構内既存の施設　□利用できる（※有償　□無償）※利用できない
	□18.工事用の仮設物	構内につくることが　※できる　□できない　(4.1.1)
	■19.工事用通路	※指定しない　□指定する（図示）
	■20.埋戻し土・盛土	図面に特記のない場合は下記によるほか標準仕様書第２編による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。　(4.2.1) ■根切り土の中の良質土（ただしヒューム管以外の管の周囲は山砂の類） ■山砂の類
	■21.残土処理	※構内指示の場所に敷均し　□構内指示の場所に堆積　□場外搬出(4.2.1)
	■22.耐震措置	機器,配管,ﾀﾞｸﾄ等は耐震を考慮して堅固に据付け,取付け又は支持を行う。 耐震措置の計算及び施工方法は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（日本建築センター発行、（独）建築研究所監修）」による。 工事の施工に先立ち、耐震支持計算書を作成し、監督職員の承諾を受ける。 設計用標準水平震度〔Ks〕 設置場所＼標準水平震度 ｜ 特定の施設 重要機器 ｜ 特定の施設 一般機器 ｜ 一般の施設 重要機器 ｜ 一般の施設 一般機器 上層階、屋上及び塔屋 ｜ 2.0 (2.0) ｜ 1.5 (2.0) ｜ 1.5 (2.0) ｜ 1.0 (1.5) 中層階 ｜ 1.5 (1.5) ｜ 1.0 (1.5) ｜ 1.0 (1.5) ｜ 0.6 (1.0) １階及び地下層階 ｜ 1.0 (1.0) ｜ 0.6 (1.0) ｜ 0.6 (1.0) ｜ 0.4 (0.6) （ ）内は、防振支持機器の設計用標準水平震度を示す。 1)施設分類：　■特定の施設　□一般の施設 2)地域係数：　※ 1.0　□ 3)重要機器：　機器表による。（高置タンク、受水タンク等） (注)1)重量 100kg以下の軽量な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても、耐震を考慮して据付等を行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。 2)昇降機のつり合おもりブロックの脱落防止は、十分な強度を有する方法で固定し、水平鉛直方向の地震力に対して、つり合おもりが枠から脱落しないようにした構造とすること。
1 一般共通事項 ③	■23.総合調整	※本工事において下記の項目の総合調整を行い報告書を提出する。　□別途 総合調整の項目 □風量調整　■水量調整　□室内外空気の温湿度測定 □室内気流及びじんあいの測定　□騒音の測定　■初期運転状態の記録 ■末端水栓の水質測定　□し尿浄化槽放流水質の測定 ■機器の絶縁抵抗の測定　■水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。
	■24.容量等の表示	1)機器類の能力、容量等は指示された数値以上とする。 2)電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
	■25.弁等のサイズ	特記されていない弁等のサイズは、機器付属品を除き接続配管のサイズと同じとする。
	■26.電線類	本工事では環境配慮の観点から、原則としてＥＭケーブルを使用する。 なお、標準仕様書第６編　通信・情報設備工事　第１章　機材　第１節電線類等 1.1.1　電線類等　表1.1.1 電線類に、次の種類を追加する。 （ＥＭ－ＣＥＥＳ、ＥＭ－ＵＴＰ、ＥＭ－ＭＥＥＳ、ＥＭ－ＥＢＴ）
	□27.溶接部の非破壊検査	対象配管系統：□冷温水　□冷却水　□消火（水用）□油　□ガス 検査の種類　：□浸透探傷検査（ＰＴ）又は磁粉探傷検査（ＭＴ） □放射線浸透検査（ＲＴ）
	■28.はつり	既存のコンクリート部の床，壁の配管貫通部等の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。
	■29.支持及び固定	1)標準仕様書以外の天吊り機器の支持は、標準仕様書 第３編 2.1.13(b)に準ずる。 2)横走り主ダクト・主管の振れ止めは、端部も行うこと。
	■30.支持金物・固定金具	1)ポンプ・屋外機器のアンカーボルトのナット及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物は溶融亜鉛メッキ製とし、ポンプ・屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。 2)振動を伴う機器の支持金物のナットは、ダブルナットとする。 3)冷水及び冷温水管の吊バンド等の支持部は、合成樹脂製の支持受けを使用する。
	■31.地中埋設標及び埋設表示用テープ	地中埋設標及び埋設表示用テープは、下記により屋外埋設部分に布設する。なお、地中埋設標の設置場所は図示による。 ほか、屋外埋設管の分岐及び曲がり部に設置する。 1)給水管　■地中埋設標　■埋設用表示テープ 2)ガス管　□地中埋設標　□埋設用表示テープ 3)油　管　□地中埋設標　□埋設用表示テープ 4)消火管　□地中埋設標　□埋設用表示テープ
	■32.保　温	□主機械室は下記の室とし、他は各階機械室とする。 主機械室： □ダクトの保温の外装は下記による。 内装は（□ロックウール　□グラスウール） 屋内露出 ｜ 倉庫・書庫 ｜ □アルミガラスクロス　□ 屋内露出 ｜ 各階機械室 ｜ □アルミガラスクロス　□ 屋内露出 ｜ 主機械室 ｜ □アルミガラスクロス　□ 屋内露出 ｜ 廊下・居室など ｜ □カラー亜鉛鉄板　□ 屋内隠ぺい、ＰＳ内 ｜ □アルミガラスクロス　□ 屋外露出、多湿箇所（　） ｜ □ステンレス鋼板　□ ■配管の保温の外装は下記による。 内装は（□ロックウール　■グラスウール　□ポリスチレンフォーム） 屋内露出 ｜ 倉庫・書庫 ｜ □アルミガラスクロス　□ 屋内露出 ｜ 各階機械室 ｜ □アルミガラスクロス　□ 屋内露出 ｜ 主機械室 ｜ □アルミガラスクロス　□ 屋内露出 ｜ 廊下・居室など ｜ ■合成樹脂製カバー　□ 屋内隠ぺい、ＰＳ内 ｜ ■アルミガラスクロス　□ 屋外露出、多湿箇所（　） ｜ ■溶融アルミニウム鋼板　□着色ｱｽﾌｧﾙﾄﾌﾟﾗｲﾏｰ　□ｱｽﾌｧﾙﾄﾌﾟﾗｲﾏｰ
	■33.塗　装	1)下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 ※屋外露出　※居室 2)保温を行わない居室・便所・給湯室及び屋外の露出配管（鋼管）には塗装を行う。
	□34.防食処理	土中埋設の鋼管（ステンレス鋼管及び外面被覆鋼管は除く）及び金属製継手類（砲金製弁・継手を含む）にはペトロラタム系防食テープ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。（埋設配管は原則として、防食処理不要の管材とする。）
	□35.山留め	切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが１．５ｍを超える場合には、山留めを行うものとする。
	■36.舗装工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事標準仕様書２２章（舗装工事）及び同監理指針（舗装工事）による。
	□37.予備品等	ヒューズ（温度ヒューズも含む）及び表示灯は予備品として、２０％納入する（種別ごと最低１個）。
	■38.三相誘導電動機	省エネ法の特定機器の対象となる機器は JIS C 4034-30:2011のIE3（プレミアム効率）に相当する機器を導入すること。
	□39.他工事との取り合い	図面に特記なき場合は、工事区分表による。
	■40.火災保険等	□工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。 保険の種類：　※火災保険　※建設工事保険 保険期間　：　※工事着手から工事目的物引き渡しまで ■系統建設工事総合補償制度に加入する。
	■41.完成書類	本仕様書（２/２）　表１「完成図書」により作成し、提出する。
給水設備	■ 1.量水器	1)親メーター　※措用　□買取り（隔測メーター　□あり　□なし） 2)子メーター　※措用　□買取り（隔測メーター　□あり　□なし）
	■ 2.量水器桝	1)親メーター用　※水道事業者の指定品　□標準図（機材５７） 2)子メーター用　※標準図（機材５７）　□水道事業者の指定品
	■ 3.配管材料	1)一般用 □ステンレス鋼管（拡管） ■塩ビライニング鋼管（ロＶＡ　■ＶＢ） □ポリ粉体ライニング鋼管（□ＰＡ　□ＰＢ） □ 2)土間配管用（厨房，浴室等のシンダー内含む） □ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６） □塩ビライニング鋼管（ＶＤ） □ポリ粉体ライニング鋼管（ＰＤ） □ビニル管（ＪＩＳ　Ｋ　６７４２）（ＨＩＶＰ） 3)屋外土中用 □ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６拡管） □塩ビライニング鋼管（ＶＤ） □ポリ粉体ライニング鋼管（ＰＤ） □ビニル管（ＪＩＳ　Ｋ　６７４２）（ＶＰ） ■　〃　（ＨＩＶＰ） □ポリエチレン管 □水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管 □
	□ 4.不凍水栓柱	化粧ケーシング（□アルミ合金製　□合成樹脂製　）
	■ 5.弁　類	1)水道直結部分　※ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ ■水道事業所の規定による（Ｋ　） 2)その他の部分　※ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　□ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
	■ 6.給水栓	1)屋内（※一般水栓　□耐寒水栓）　2)屋外（※耐寒水栓　□一般水栓） 湯沸室、台所、厨房用水栓は泡沫とする。 耐寒水栓はＪＷＷＡの認証品とする。
	■ 7.埋設深さ	1)一般敷地内（０．３ｍ以上）　2)敷地内車両道路（０．６ｍ以上） 3)公道部分（※水道事業者及び道路管理者規定による）
	■ 8.保　温	1)量水器桝内の保温を行う。 2)屋外露出配管（弁フランジを含む）は、標準仕様書第２編（表2.3.6 e2(ハ)）とし厚さは呼び径25mm以下は50mm、呼び径32mm以上は40mmとする。
	■ 9.埋設弁開閉用ハンドル	本工事に　※含む（水道事業者管理用以外の弁操作用）　□含まない
	■10.水道加入金等	水道加入金　■要（■本工事　□別途）　□不要 □その他（　）
	□11.ステンレス管の接合方法	1)呼び径６０ＳＵ以下　ＳＡＳ３２２（一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準）を満足した継手による接合 2)呼び径７５ＳＵ以上　□溶接接合　□ハウジング形管継手による接合 □フランジ接合
	□12.その他	給水管の最小口径は２０ｍｍとする。ただし，器具接続部分を除く。

表１「完成書類」　工事完成時には、下表の書類に目録を添付し、監督職員に提出する。
■印つきの装丁及びその右欄の部数を適用する。　(1.7.1)

名称	装丁・書類・内容	部数	名称	装丁・書類・内容	部数
1.完成図	□Ａ４版黒表紙金文字折製本	1部	7.工事写真 注）撮影内容は、着工前に撮影計画書を監督職員に提出し、承諾を受ける。		
	■二つ折製本 原図サイズの二つ折	2部	①施工写真	■Ａ４版バイブ式ファイル Ｌ版、カラー写真	1部
	■縮小版二つ折製本 Ａ３版の二つ折	2部	②完成写真	■フリーアルバム等 六切りカラー写真	1部
	□原図（ﾄﾚｰｼﾝｸﾞﾍﾟｰﾊﾟｰ） 二つ折ケース収納	1組	8.工事に関する承諾・確認書等	■Ａ４版バイブ式ファイル 1)施工計画書 2)施工要領書 3)確認書・承諾書 4)協議書 5)打合せ議事録 6)工事週報又は日報 7)施工体制台帳、施工体系図の写し 8)安全確保関係書類 9)廃棄物管理票の写し	1部
	■電子データ（CAD、PDF） 電子媒体：CD-ROM CADﾃﾞｰﾀのﾌｧｲﾙ形式：JWW又はDXF形式	2枚			
2.施工図	■二つ折製本 原図サイズの二つ折	1部			
	□原図 二つ折ケース収納				
3.機器完成図	□Ａ４版黒表紙金文字製本 ■Ａ４版バイブ式ファイル	1部	9.品質管理 ①機器・材料の品質証明書、試験成績書等	■Ａ４版バイブ式ファイル 1)品質証明書 2)検査、試験報告書 3)工場検査報告書 4)工場立会検査報告書	1部
4.取扱説明書（日常管理用）	■Ａ４版バイブ式ファイル □Ａ４版ペーパーファイル 1)建築物等の利用説明書 2)機器別取扱い説明書 3)緊急連絡先一覧	1部	②現場における試験報告書、施工報告書等	1)工事別試験報告書 2)工事別施工報告書 3)完成検査報告書	
5.保全関係資料	■Ａ４版バイブ式ファイル 1)工事概要書 2)建築物等の利用説明書 3)機器別取扱い説明書 4)緊急連絡先一覧表 5)官公署届出書類 6)主要材料、機器一覧表	1部	10.その他 ①主要資材検収簿、納品書(写)	監督職員の指示による書類 ■Ａ４版バイブ式ファイル	1部
6.各種保証書	■Ａ４版バイブ式ファイル	1部			

注記：機器及びシステム参考図について
　本図面中で、機器又はシステムの品質・グレードを規定する目的で、対象品の寸法形状、諸元及びシステム構成等を参考図として記載している。
　これらのものについては、その品質・性能が図面と同等品もしくはそれ以上のものを使用するものとする。

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 機械設備工事 特記仕様書	日付 令和 4年 8月	縮尺 ―	図面番号 M-01

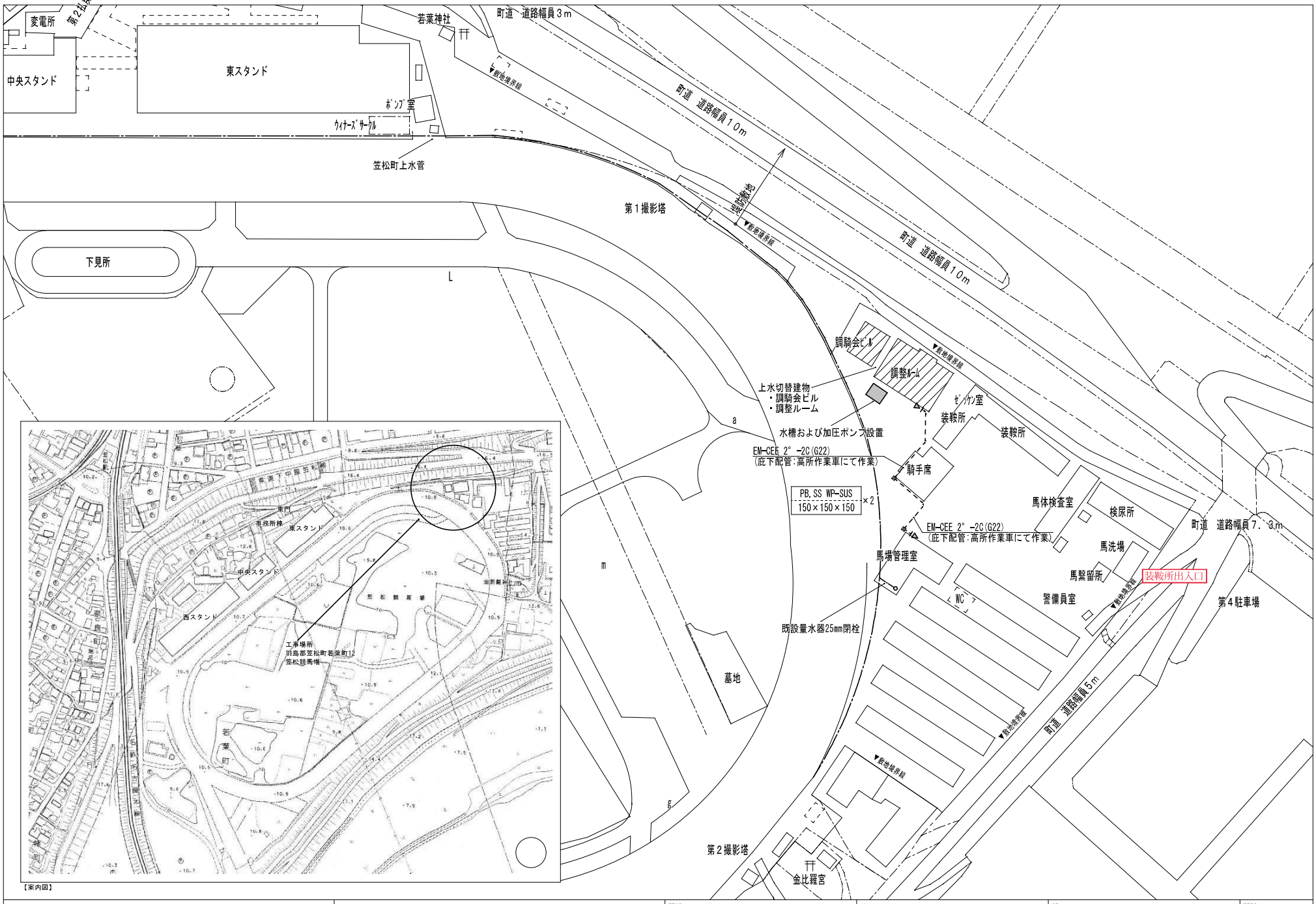

【案内図】

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 配置図	年月 令和 4年 8月	縮尺 1/1000	図面番号 M-02

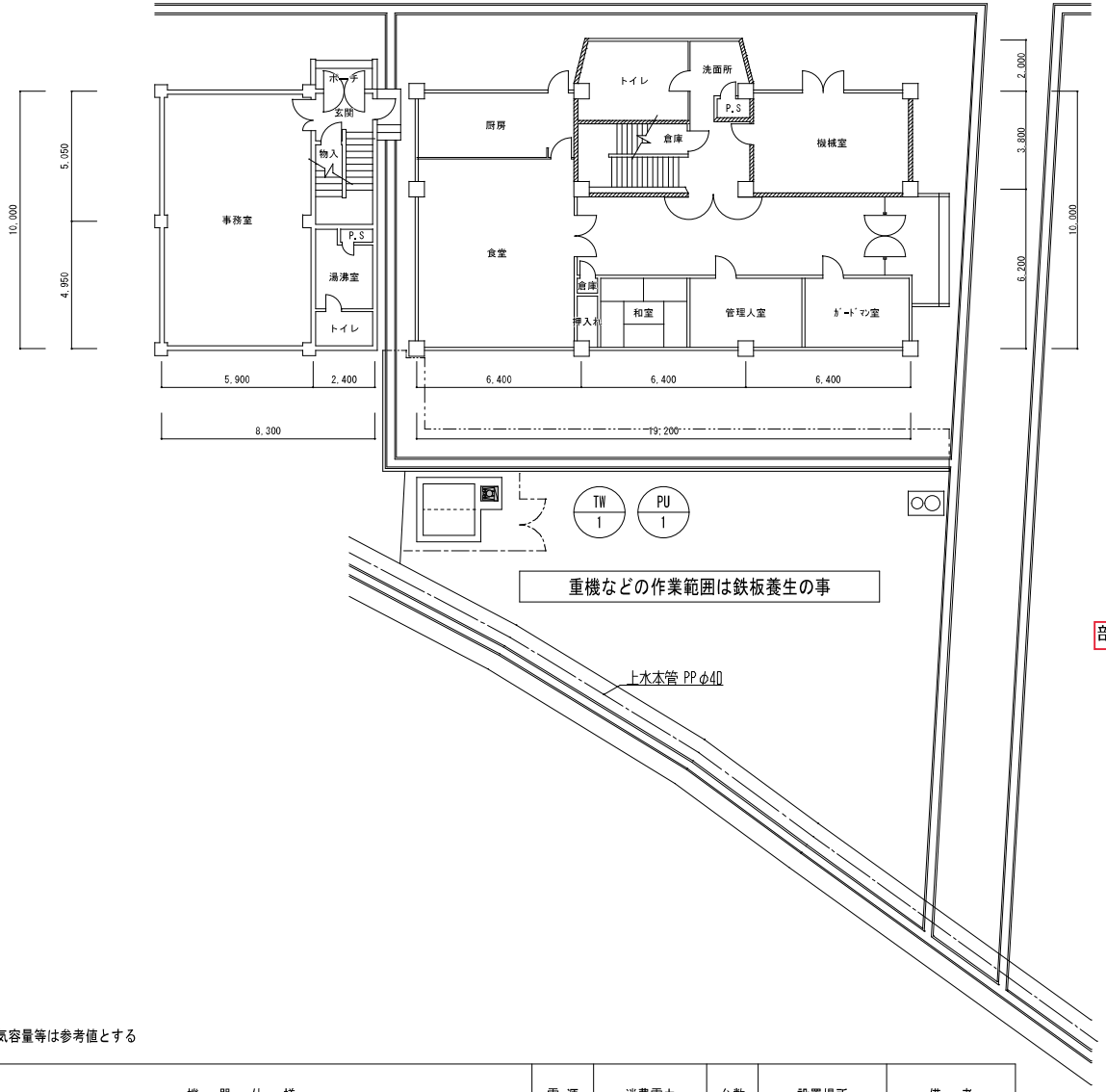

部材等の搬入には、装鞍所出入口を使用する事

機　器　表　※ 消費電力及び電気容量等は参考値とする

記号	名称	機器仕様	電源	消費電力	台数	設置場所	備考
TW-1	受水槽	ＦＲＰ製タンク（2槽式）　寸法 2,000×2,000×2,000H（有効 2.9m3） 付属品　架台 600H、タラップ、マンホール、通気口、電極座、他一式			1	屋外	詳細図参照
PU-1	給水ポンプユニット	推定末端圧一定（2台交互運転）　能力 50A×350L/min×40m 付属品　制御盤、警報盤×2、屋外ｶﾊﾞｰ、防振ゴム敷き、他一式	3φ200V	3.7kW	1	屋外	

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 機器表、全体平面図	年月 令和 4年 8月	縮尺 1/200	図面番号 M-03

凡　例	
記　号	名　称
——— - ———	新設配管を示す。
—✕—✕—✕—	撤去配管を示す。
——— - ———	既設配管を示す。
—‖—	既設配管切断（閉止）を示す。

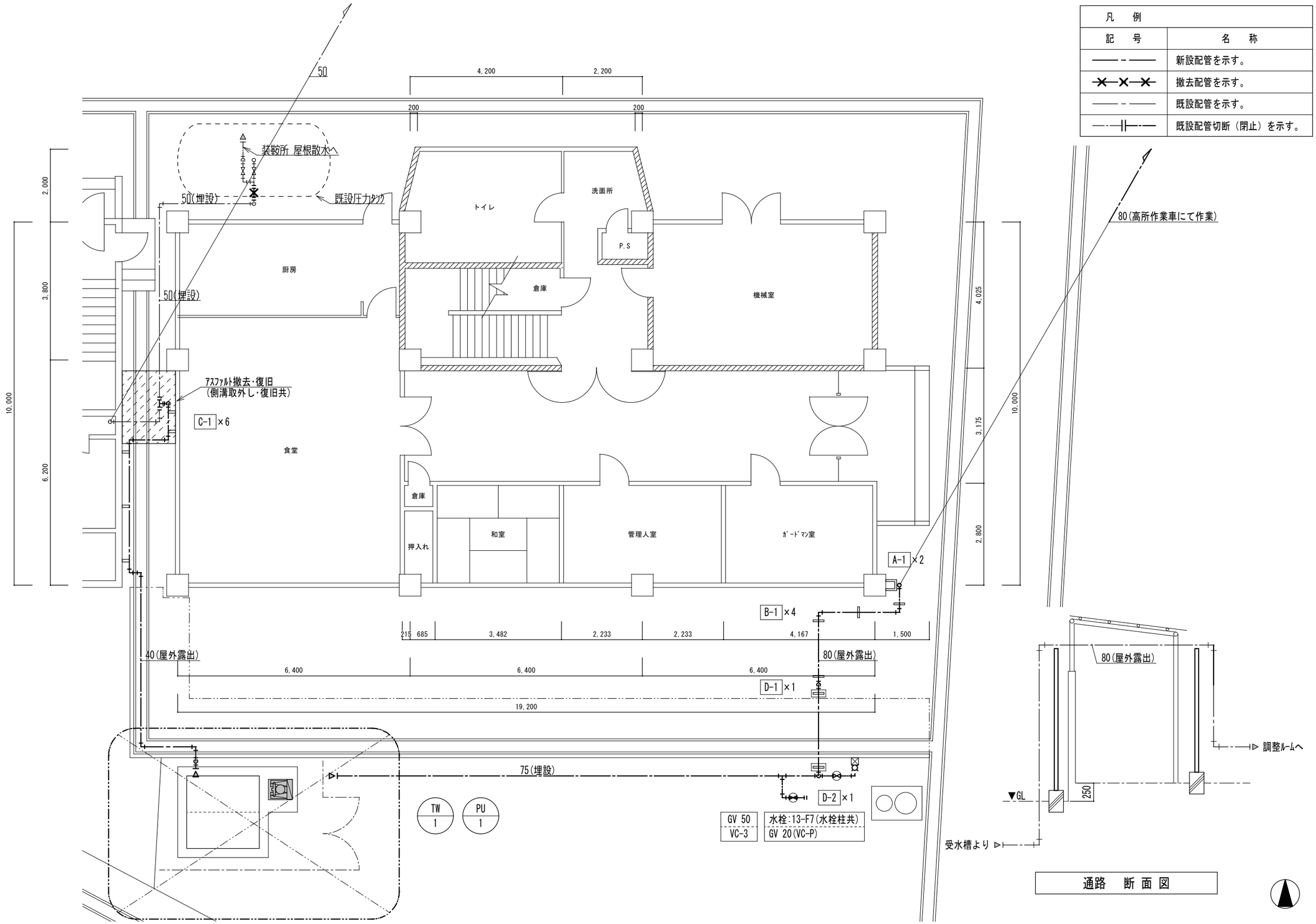

通路　断面図

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 衛生設備改修 調整ルーム１階 平面図	日付 令和 4年 8月	縮尺 1/100	図面番号 M-04

凡　例	
記　号	名　称
——-——	新設配管を示す。

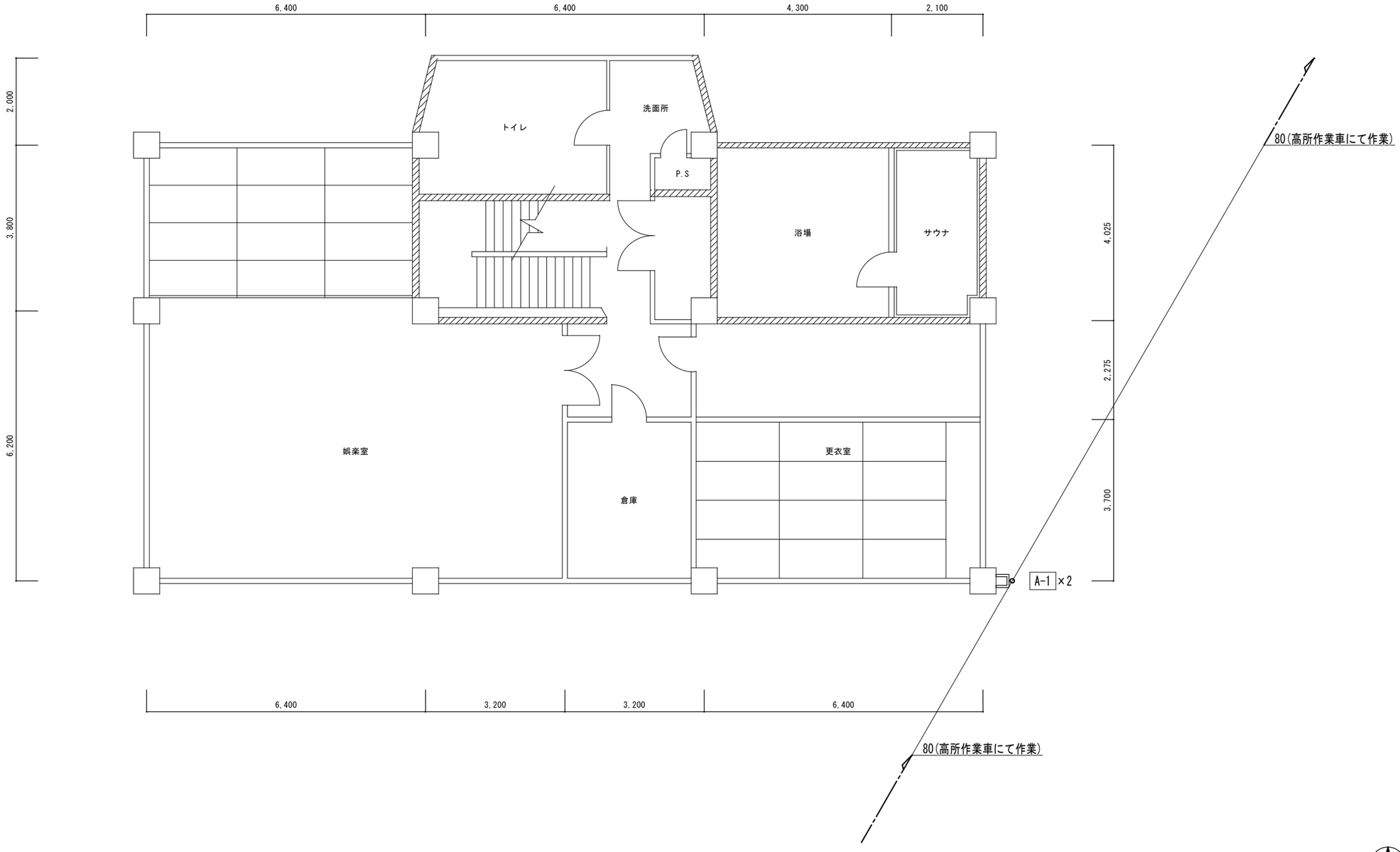

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 衛生設備改修 調整ルーム２階 平面図	日付 令和 4年 8月	縮尺 1/100	図面番号 M-05

凡　例	
記　号	名　称
——-——	新設配管を示す。

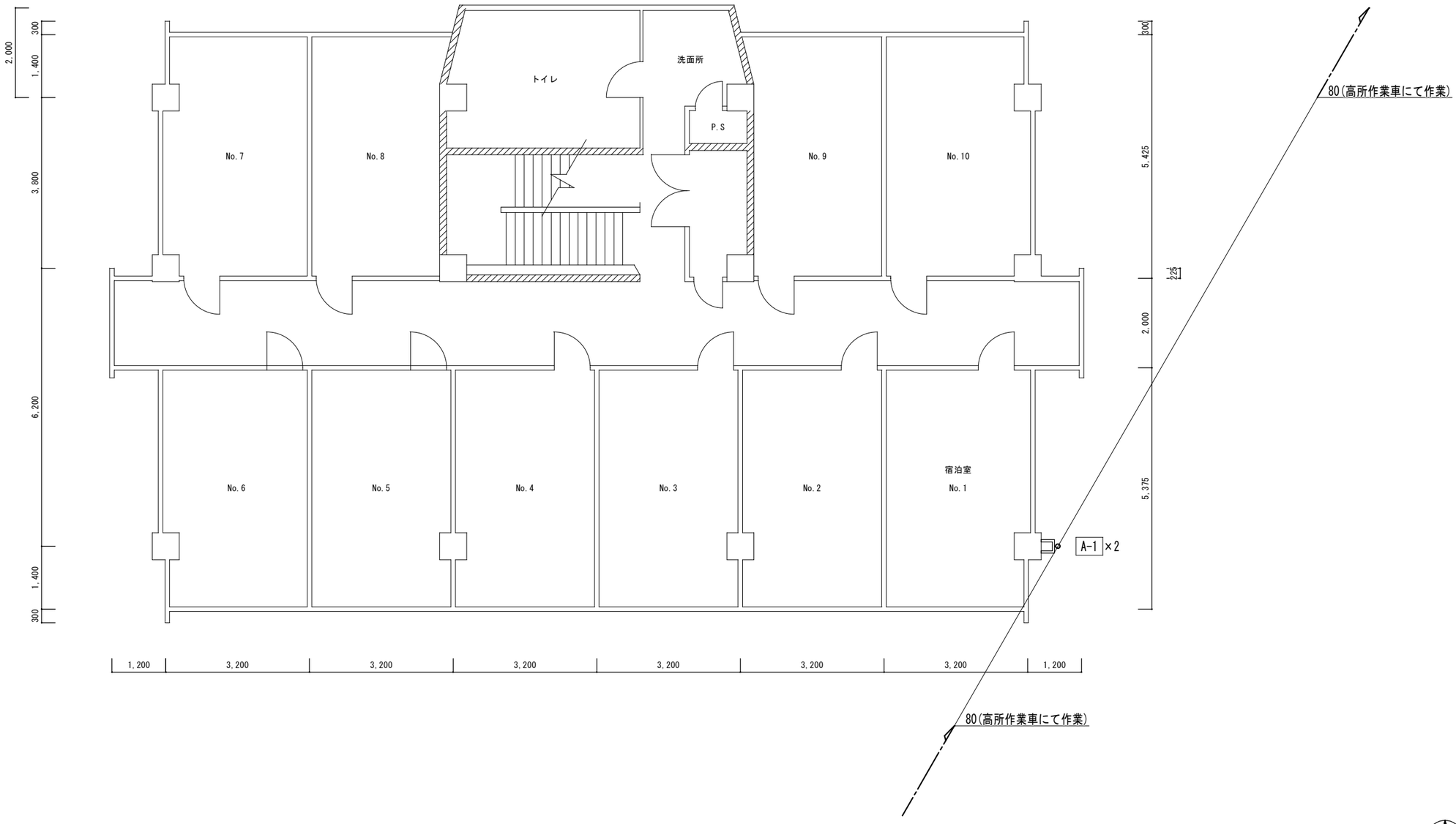

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 衛生設備改修 調整ルーム３階・４階 平面図	日付 令和 4年 8月	縮尺 1/100	図面番号 M-06

凡　例	
記　号	名　称
——-——	新設配管を示す。

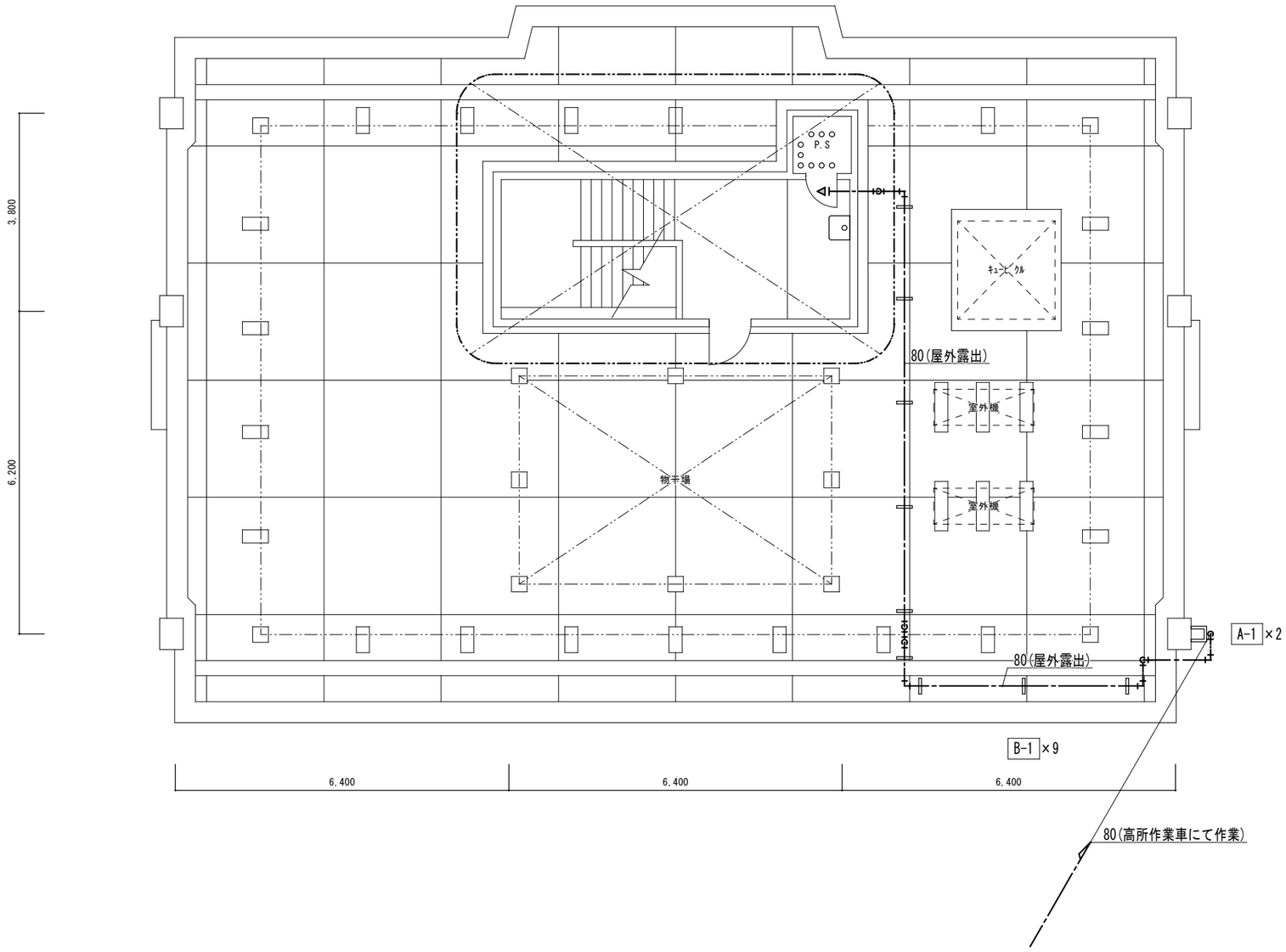

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 衛生設備改修 調整ルームR階 平面図	日付 令和 4年 8月	縮尺 1/100	図面番号 M-07

凡　例	
記　号	名　称
——— - ———	新設配管を示す。
—✕—✕—✕—	撤去配管を示す。
——— - ———	既設配管を示す。
—·—‖—·—	既設配管切断（閉止）を示す。

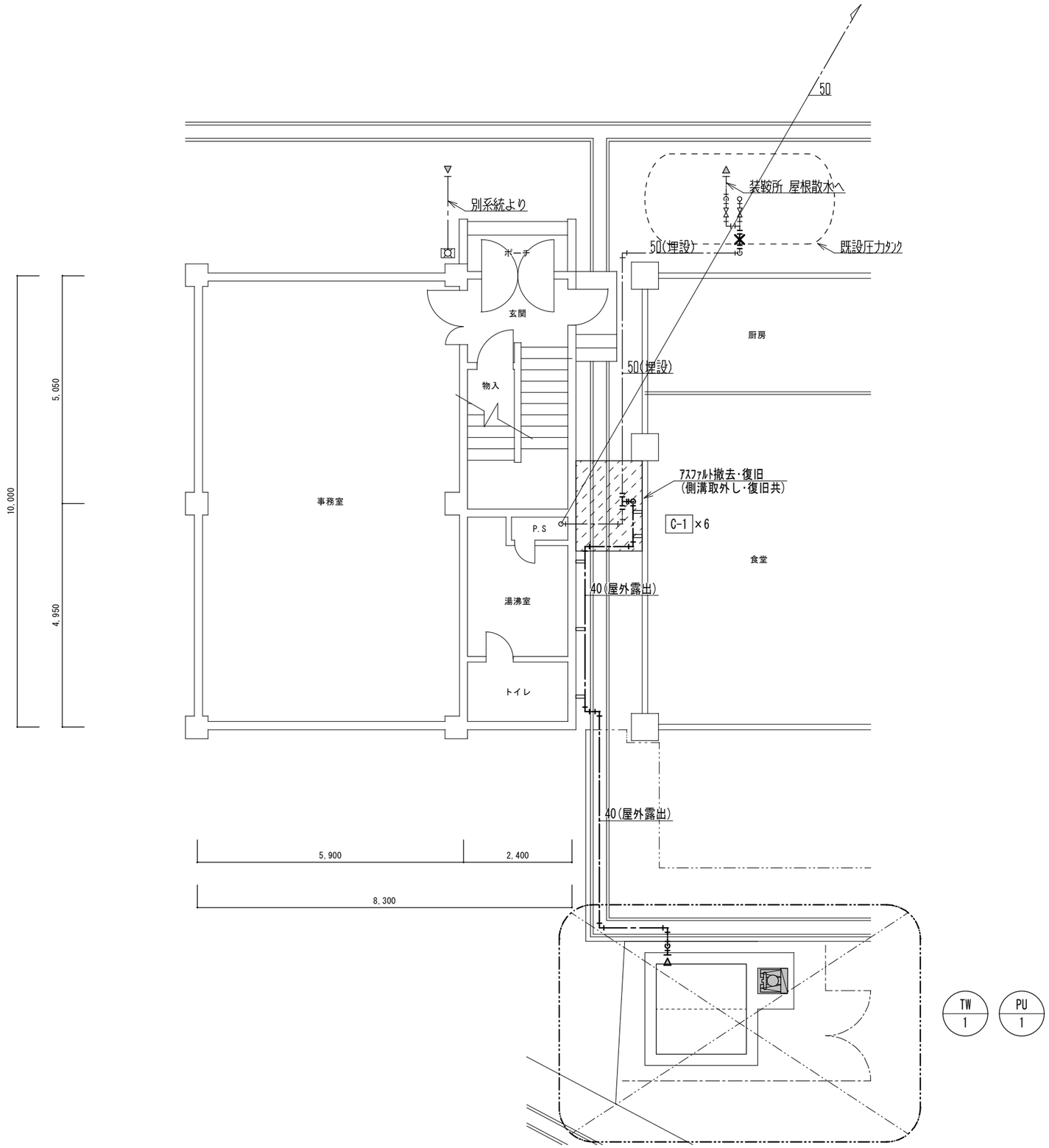

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 衛生設備改修 調騎会１階 平面図	日付 令和 4年 8月	縮尺 1/100	図面番号 M-08

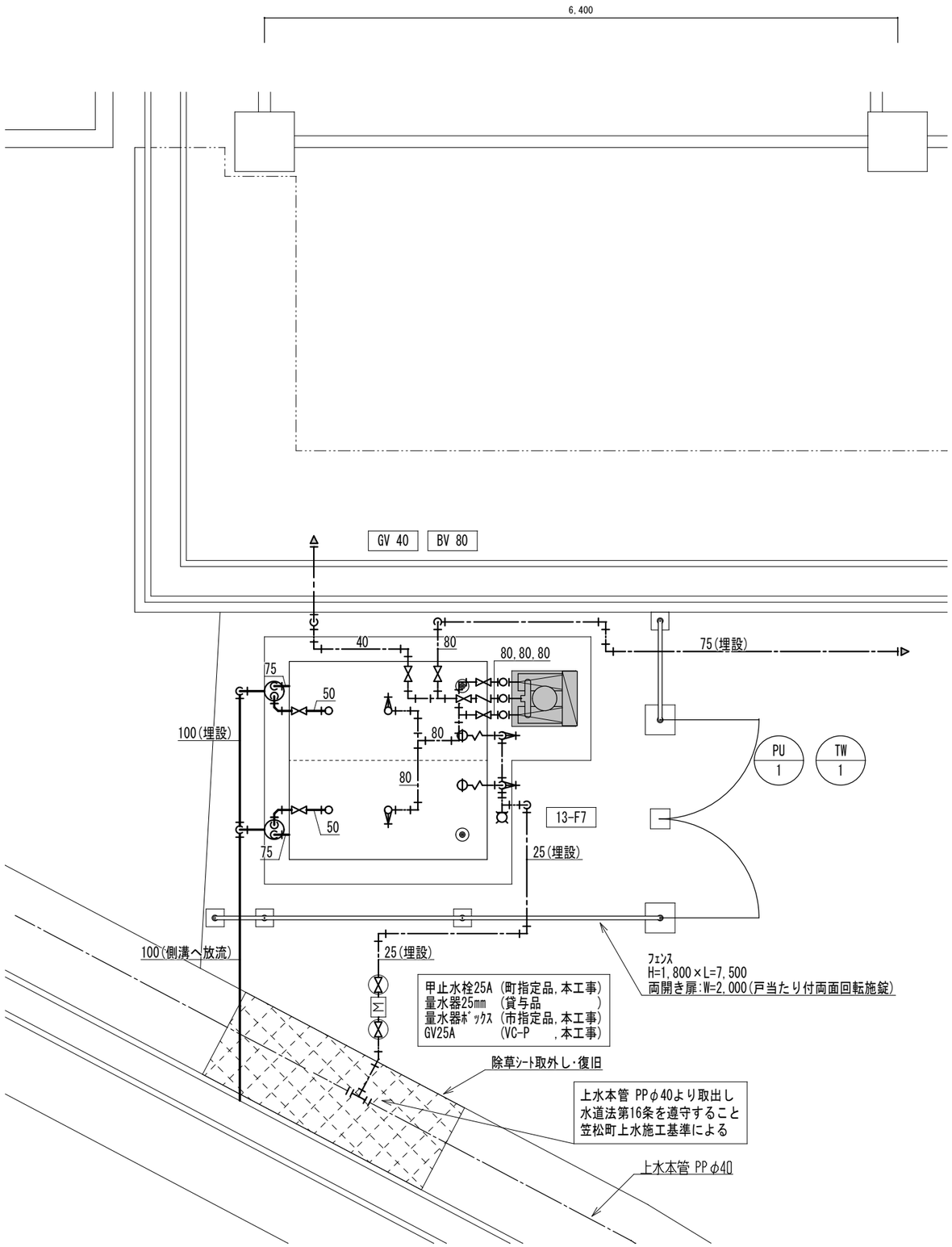

凡　例	
記　号	名　称
——— - ———	新設配管を示す。
——— - ———	既設配管を示す。
—·—‖—·—	既設配管接続を示す。

TW-1 廻り(受水槽)	
補給水	GV25×2, FJ25(300L)×2, ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ25×2
ｵｰﾊﾞｰ	防虫網80×2, 間接排水口100×2
ﾄﾞﾚﾝ	GV50×2
電極	FLS-4P(塩ﾋﾞ管にて保護)×2

PU-1 廻り(給水ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ)	
吸込	BV80×2, FJ(玉型)80×2
吐出	BV80, CV80, FJ(玉型)80

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 衛生設備改修 受水槽廻り 詳細図	日付 令和 4年 8月	縮尺 1/50	図面番号 M-09

凡　例	
記　号	仕　　様
―×―×―×―	撤去配管を示す。
――― - ―――	既設配管を示す。
―‖―‖―	既設配管切断を示す。

撤去 衛生器具表		個数
洗濯流し	SK504	1
水栓	13φ	2

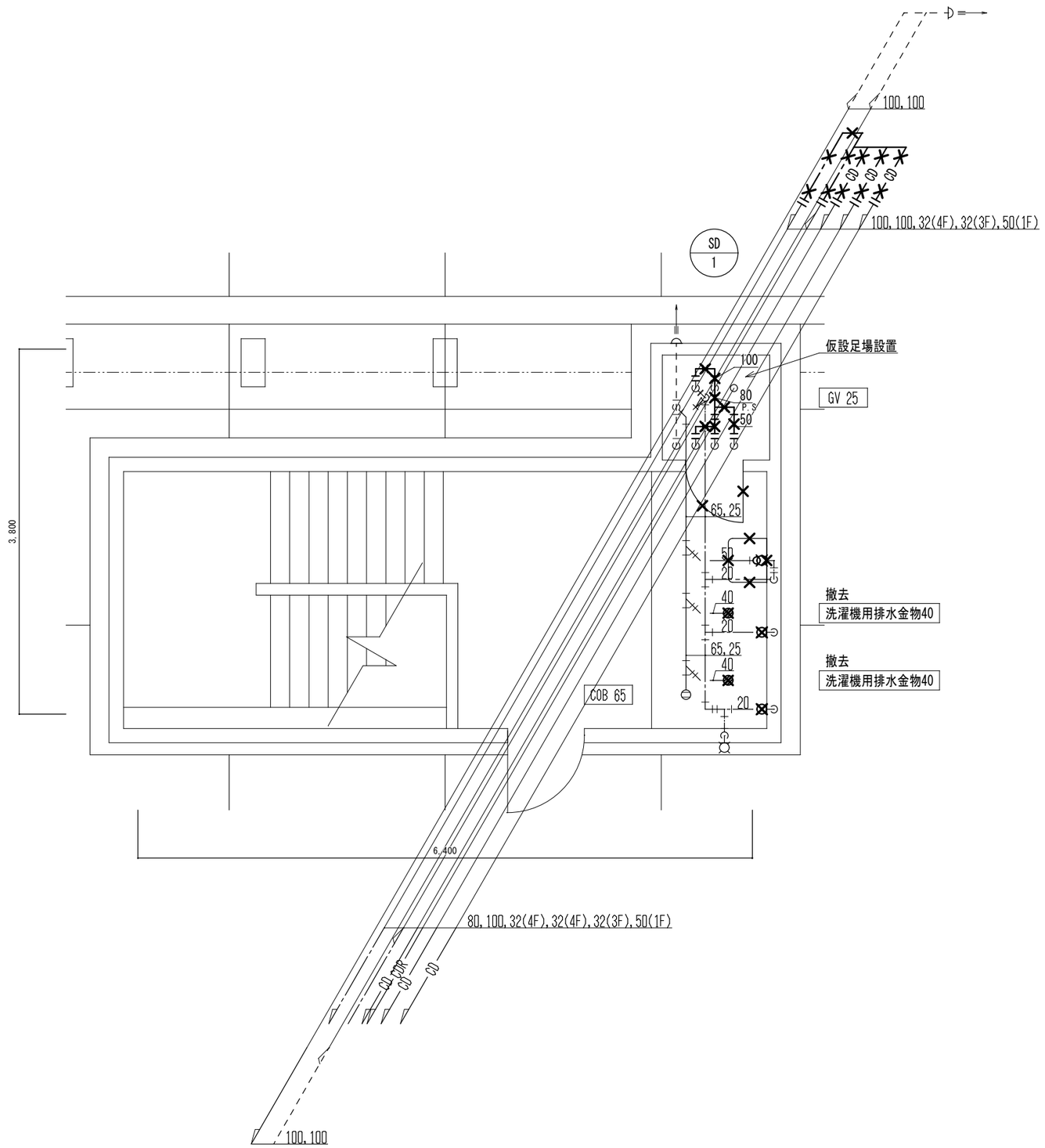

撤去建具表　S=1/50　　※ 各寸法は参考寸法とする。

符号	場所	SD 1	P.S
	数量		1
姿図			

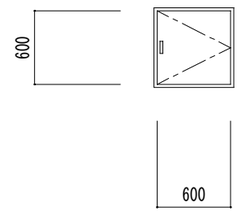

型式	見込	点検用片開きスチール戸	86
仕　上		ボンテ鋼板 t=1.6 SOP	
ガラス			
金　物		丁番 キー付平面ハンドル	
備　考		既設鋼板製フラッシュ扉枠共撤去	

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 衛生設備撤去 調整ルームR階 詳細図	日付 令和 4年 8月	縮尺 1/50	図面番号 M-10

凡　例	
記　号	名　称
——— - ———	新設配管を示す。
——— - ———	既設配管を示す。
—·—‖—·—	既設配管接続を示す。
—·—‖	閉止を示す。

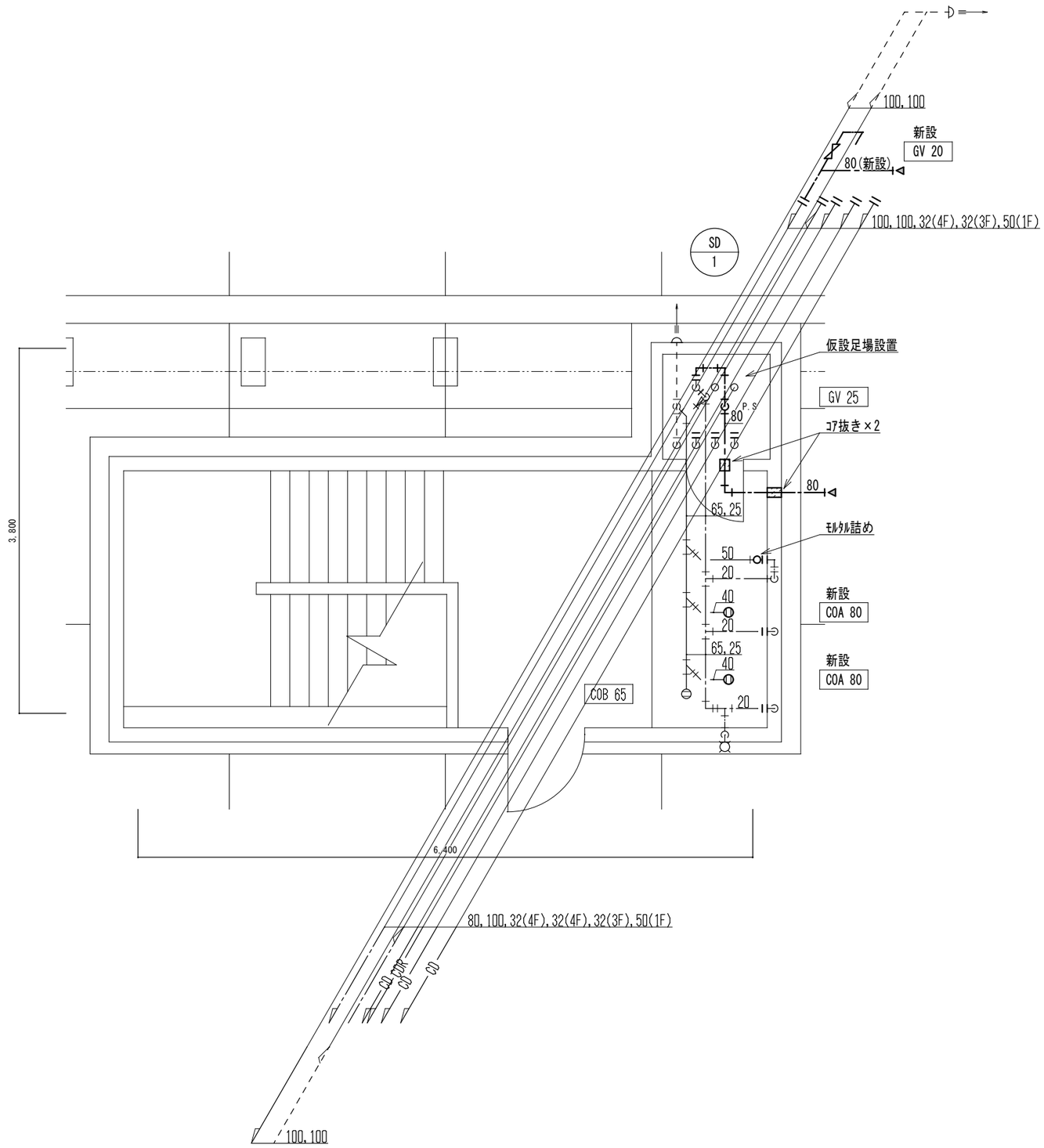

新設建具表　S=1/50　　※ 各寸法は参考寸法とする。

符号	場所	SD 1	P.S
	数量		1
姿図		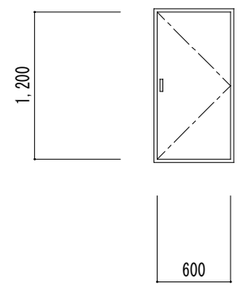	
型式	見込	点検用片開きスチール戸	86
仕　上		ボンテ鋼板 t=1.6 SOP	
ガラス			
金　物		丁番 キー付平面ハンドル	
備　考		既設壁斫り、サッシ取付溶接用アンカー、モルタル補修	

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 衛生設備改修 調整ルームR階 詳細図	日付 令和 4年 8月	縮尺 1/50	図面番号 M-11

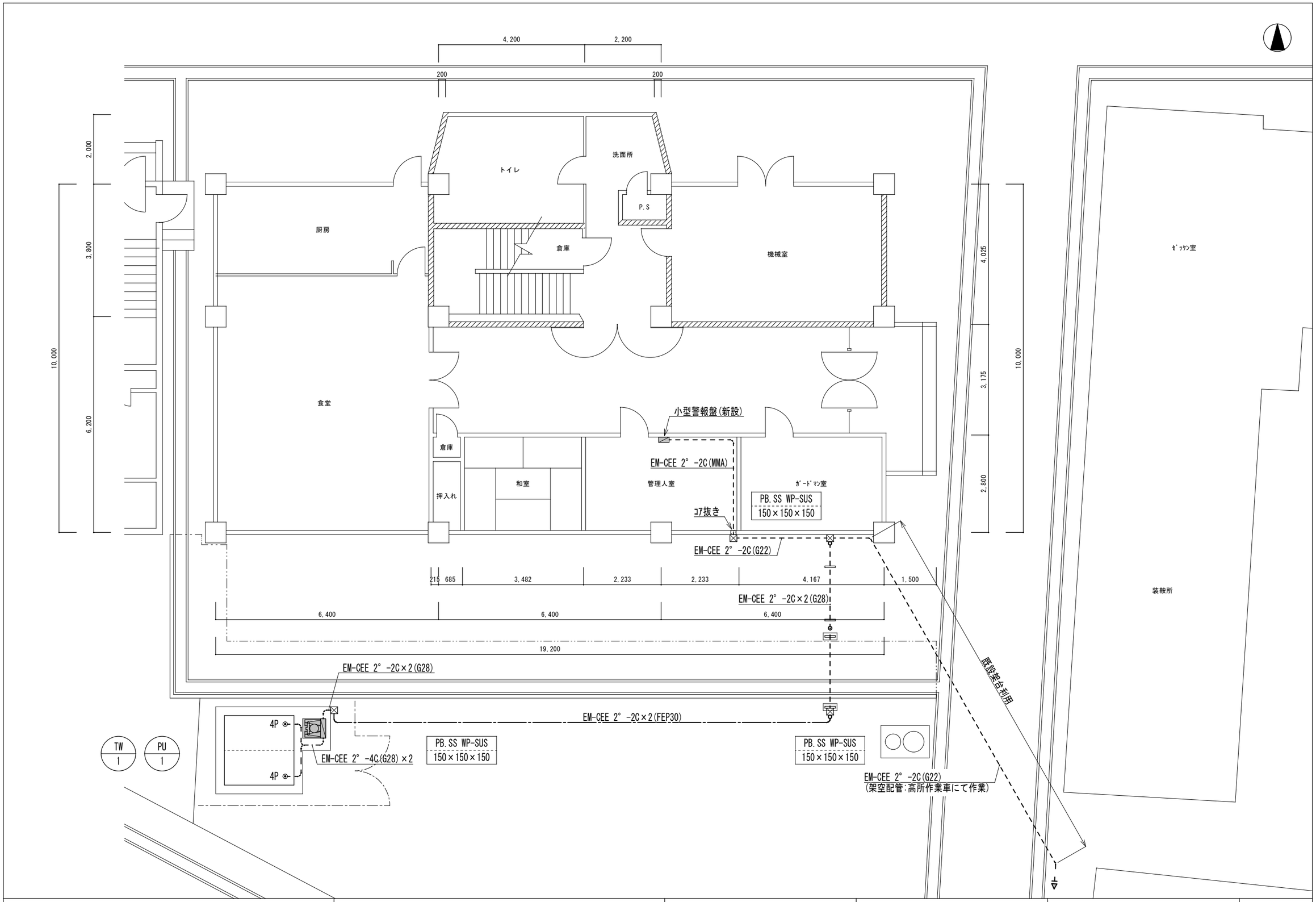

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 自動制御設備改修 調整ルーム１階 平面図	日付 令和 4年 8月	縮尺 1/100	図面番号 M-12

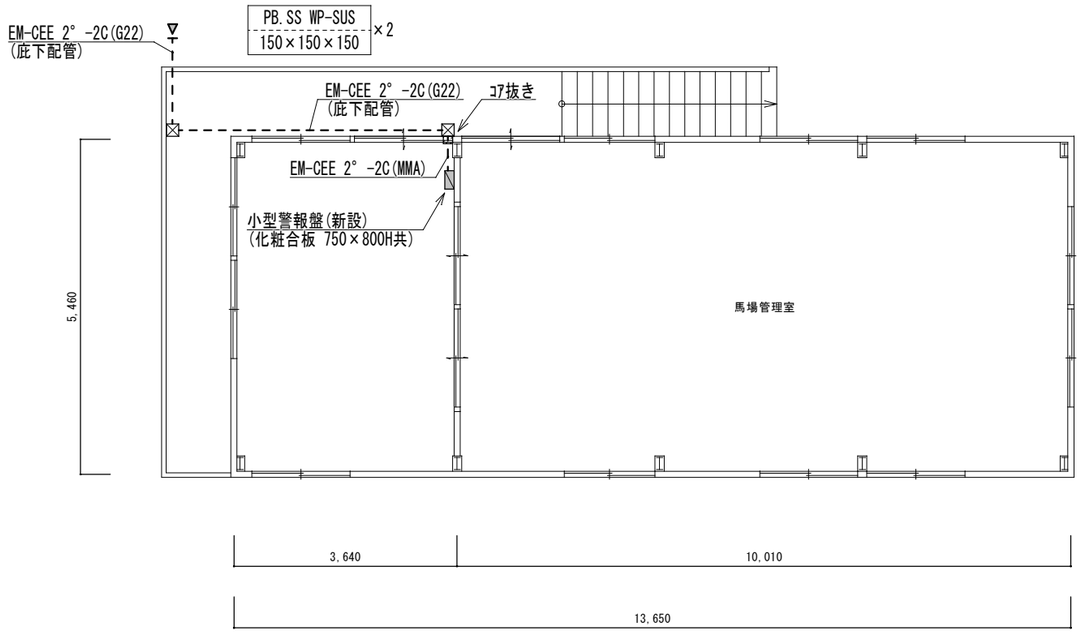

2階　平面図　S=1/100

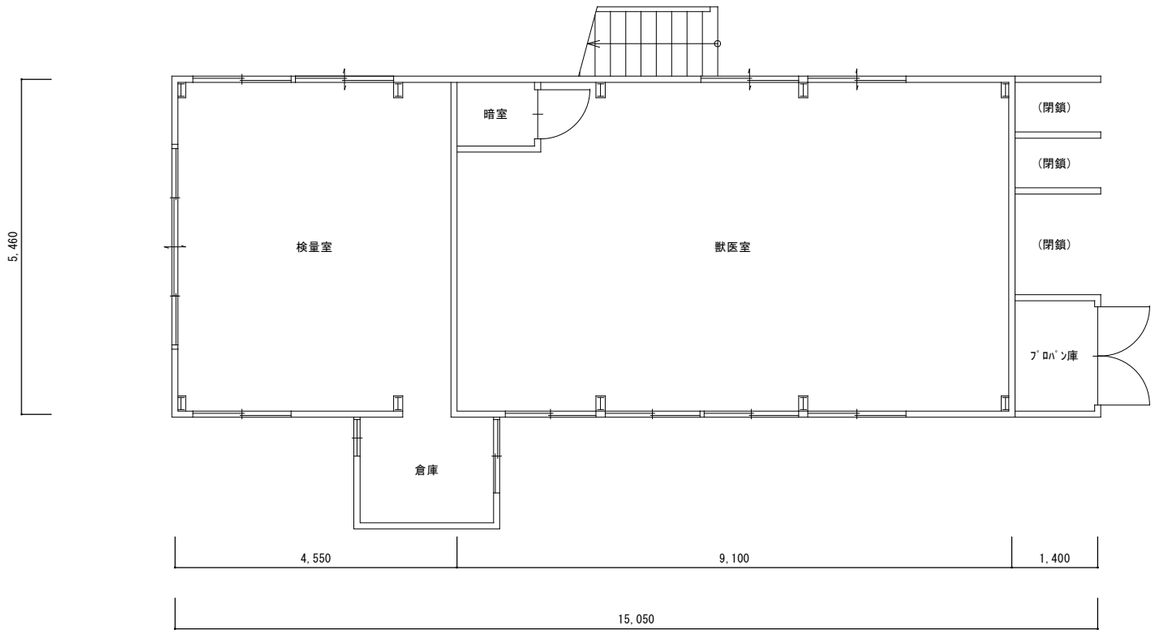

1階　平面図　S=1/100

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 自動制御設備改修 馬場管理室 平面図	日付 令和 4年 8月	縮尺 1/100	図面番号 M-13

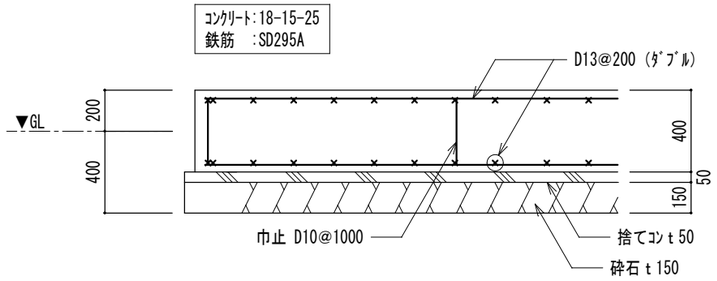

基礎　断面図　S=1/30

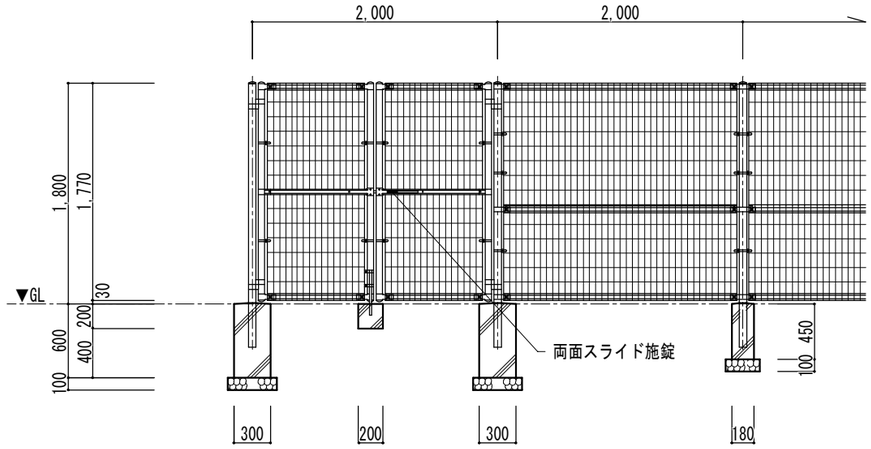

フェンス　立面図　S=1/50（参考）

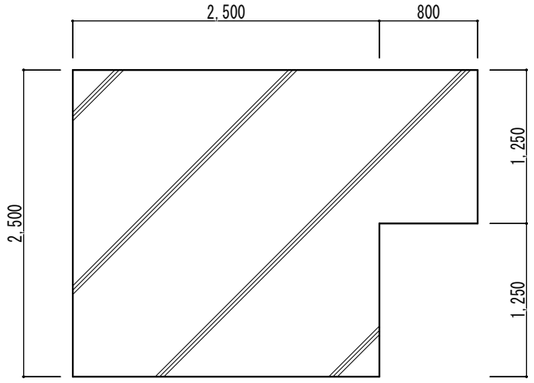

基礎　平面図　S=1/50

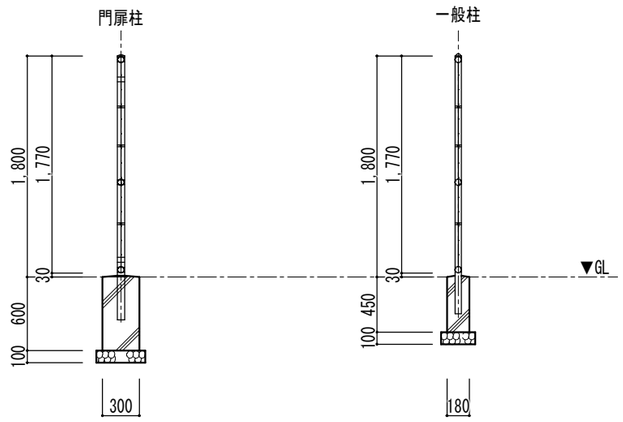

フェンス　断面図　S=1/50（参考）

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 基礎、フェンス 参考図	日付 令和 4年 8月	縮尺 1/30･1/50	図面番号 M-14

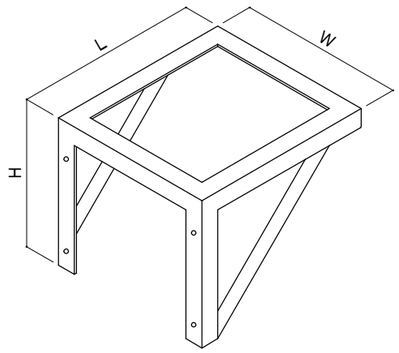

記 号	管本数	使 用 材 料	W	L	H
A-1	1本	L-65×65×6	300	450	300

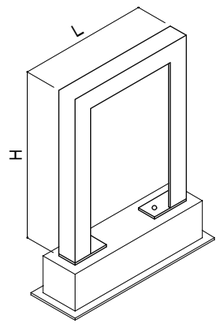

記 号	管本数	使 用 材 料	L	H
B-1	1本	L-50×50×6	300	200

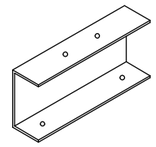

記 号	管本数	使 用 材 料	L	H
C-1	1本	[-125×65×6	300	—

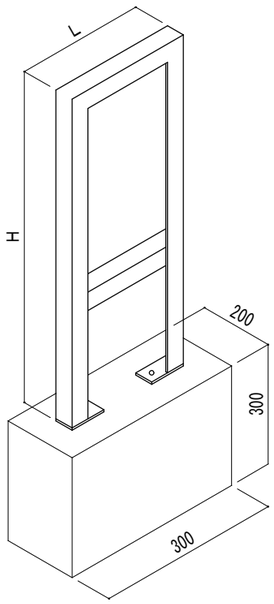

記 号	管本数	使 用 材 料	L	H
D-1	1本	L-65×65×6	300	1700
D-2	1本	L-65×65×6	300	1950

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 配管架台 参考図	日付 令和 4年 8月	縮尺 —	図面番号 M-15

A．　工　事　概　要

1　工事種目　　⊙ 印の付いたものが対象工事

建物別及び屋外 ＼ 工事種別	工事種別				
	調整ルーム				屋　外
⊙ 受変電設備	改修一式				改修一式
⊙ 動力設備	改修一式				改修一式
● 電灯設備					

B．　工　事　仕　様　書

1　一般仕様

1）改修工事共通仕様書

（１）特記仕様、図面及び現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む）に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）及び公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成31年版）による。

（２）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事の仕様書を適用する。

2）設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の（１）～（５）の順番とおりとする。

（１）　質問回答書
（２）　現場説明書
（３）　特記仕様
（４）　図面
（５）　標準仕様書及び標準図

2　特記仕様

1）　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2）　特記事項のうち選択する事項は、⊙印の付いたものを適用する。
3）　南海トラフ地震にかかる地震防災対策地域における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による警戒宣言が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。また、この事実が発生した場合は、契約書第26条（臨機の措置）によって処理されたものとする。

章	項　目	特　記　事　項
1.一般共通事項	① 機材等	1）　本工事に使用する設備機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設工事材料、リサイクル製品及び特に指定したものは新品でなくともよい。また、これらの設備機材等は、監督員の承諾を受ける。 2）　主要材料については、契約後、速やかに主要機材の製作所名等一覧表を提出し、監督員の確認を受けて施工する。 3）　設計図書に記載してあるもの及び監督員の指示する材料、仕上げの程度、色合い等は、あらかじめ見本を提出して確認を受ける。
	② 機材の品質・・性能証明	使用する機材が、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」による場合は、評価書の写しをもって標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2(b)の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。 ただし、標準仕様書に規定される製作図、試験成績書等は除く。
	③ 材料搬入報告書の省略について	材料搬入報告書の作成対象は機器類のみとして、配管及び配線資材については報告書の作成を省略する。ただし、当該資材の使用に際しては設計仕様への適合について事前に監督員の確認を受けることとする。
	④ 機器姿図	姿図の形状及び寸法は、概略を示す。
	⑤ 電気工事士	●　最大電力500kW以上の場合、第一種電気工事士により施工を行う。 ⊙　最大電力500kW未満の場合、第一種電気工事士又は認定電気工事従事者により施工を行う。
	⑥ 工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（平成24年版）工事写真の撮り方（改訂第３版）－建築設備編－」による他、監督員の指示により撮影し提出する。
	7　施工計画書	●　総合施工計画書　　工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を工事の着手に先立ち作成し、監督員に提出する。 ●　工種別施工計画書　次の工種について作成し、監督員に提出する。 ●　受変電設備　●　発電設備　●　電力貯蔵設備　●　電気設備
	⑧ 軽微な変更等	現場の納まり、取合いなどの関係による協議の中で、設計図書によることが困難又は、不都合な場合の軽微な変更は、監督員の指示による。この場合、請負金額の変更は行わない。
	9　合成樹脂管配線	合成樹脂製可とう管（ＰＦ管）及び付属品は、タイプ－25のものを使用する。なお、電力用位置ボックス類は原則として合成樹脂製とするが、コンクリート打込み部分は金属製としても良い。ただし、金属製とする場合は当該ボックスには接地を施すものとする。また、ボックス類を外部に面した壁に打込む場合はボックスに保温・結露対策の処置を施すこと。

章	項　目	特　記　事　項
1.一般共通事項	10　薄鋼電線管	薄鋼電線管は表示されているものと同一外形のねじなし電線管を使用しても良い。
	⑪ 電線本数・管路等	分電盤、制御盤、端子盤などの二次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督員の承諾を受けて変更しても差し支えない。また、機械室等の床配線は図面上ＰＦ管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長にわたって接地線を設ける。
	12　保護管	ケーブル配線の保護管は、標準仕様書の金属管配線、合成樹脂管配線の項による。
	⑬ プレートの材質	フラッシュプレートは、図面に特記なき場合は次による。 ⊙　金属製（ステンレス・新金属製を含む）　●　樹脂製
	14　位置ボックス等	ケーブルころがし配線で送り配線端子のある場合は、照明器具、スピーカー、感知器の位置ボックスは、不要とする。
	⑮ ＥＭ－ＥＥＦケーブルの仕様について	３心以上のＥＭ－ＥＥＦケーブルについて、１心を接地線として使用する場合は当該心線絶縁体の識別色が緑色である材料を使用すること。 また、用途種別の識別が可能となるよう、シース色を色別すること。なお、監督員が識別が不要と判断した場合は、この限りではない。
2.改修一般事項	① 施　工　調　査	下記によるほか、改修工事標準仕様書による。 事前調査 調査項目（⊙　既存資料調査　⊙　既存配線ルート　●　） 調査範囲（●　図示　⊙　工事範囲　●　） 調査方法（●　図示　⊙　目視　●　）
	2　仮　設　備	仮設備項目（●　受変電　●　発電　） 仮設備期間（●　図示　●　ヶ月　）
	3　養　生	既存部分の養生は、改修標準仕様書第１編第１章による。 養生範囲（　） 養生方法（　）
	4　発生材の処理	●　引き渡しを要するもの （●　再使用可能な撤去機器類　） ●　ＰＣＢ含有調査を要するもの （●　照明器具　●　変圧器　） ●　再生資源化を図るもの （●　蛍光ランプ　●　白熱灯、HID灯　●　金属類　●　梱包材　） ●　石綿含有品 （●　●　●　●　） ※照明器具安定器にPCBが使用されている場合は、安定器を本体より分離し金属箱等に収納し表示を付けて建物管理者に引き渡す。
	5　は　つ　り	既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
	6　再使用機器	取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後、取付ける。ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督員に報告する。
	7　非破壊検査	超音波検査による埋蔵物の調査を行う。範囲は監督員の指示による。 （１）既設図面による対象の有無を確認（鉄筋、電線管等） （２）断線時の影響範囲の確認（停電、断線等）、復旧計画の作成 （３）影響範囲等について関係者への周知を実施
	⑧ 既設との取り合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 電気設備工事特記仕様書	日付 令和4年8月	縮尺	図面番号 E-01

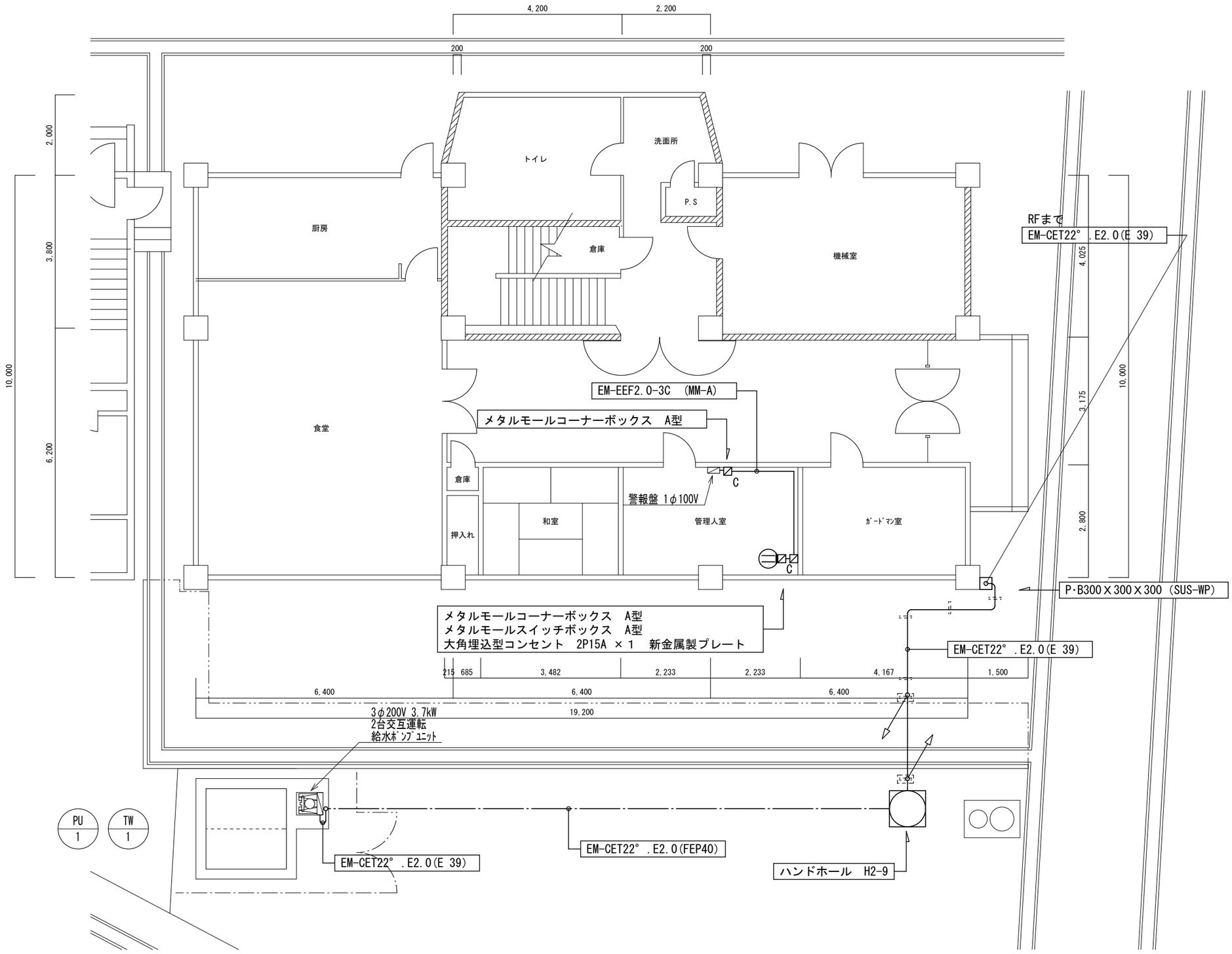

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 電気設備 調整ルーム１階 平面図	日付 令和4年8	縮尺 1/100	図面番号 E-02

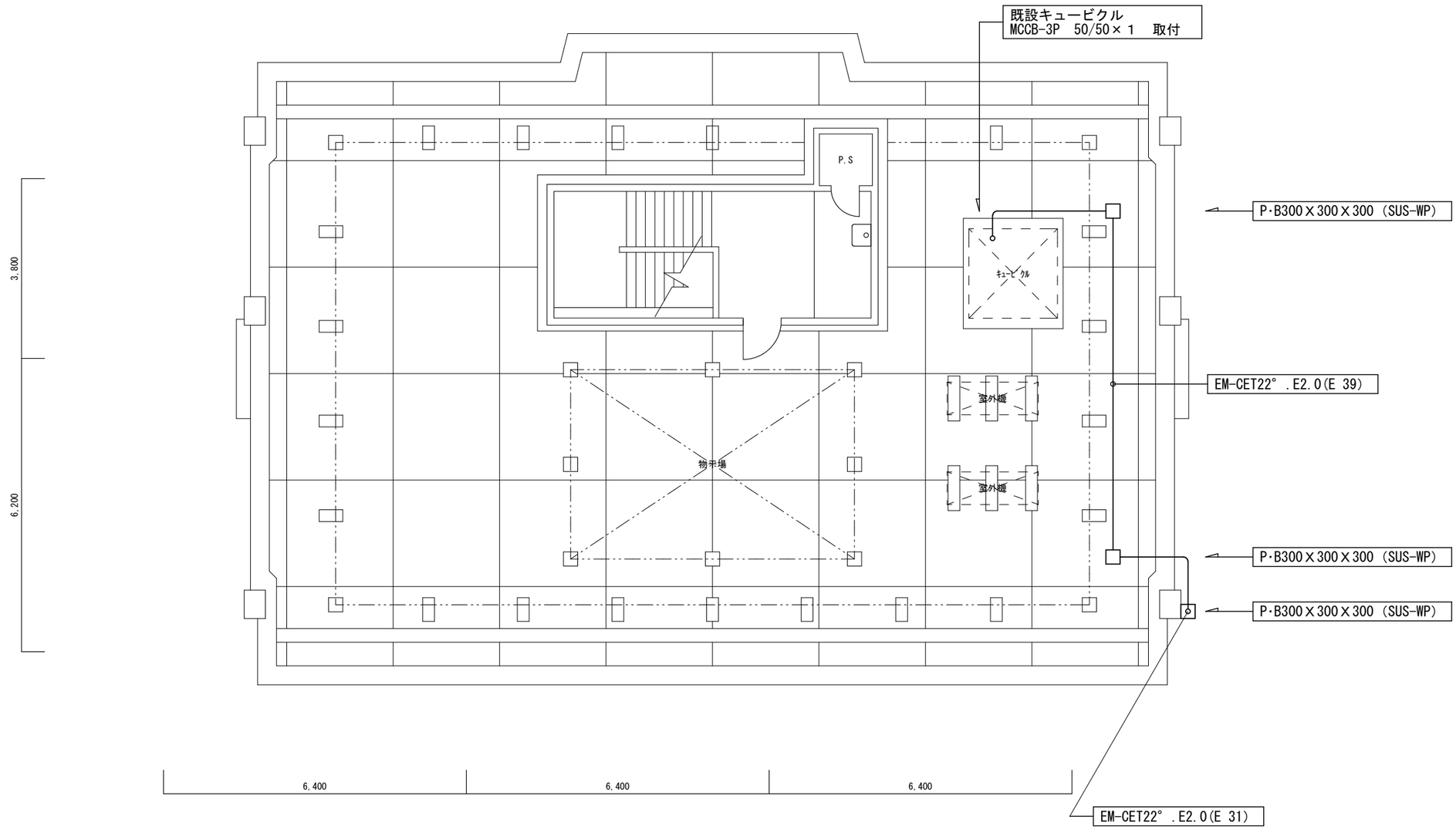

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 電気設備 調整ルームＲ階 平面図	日付 令和4年8月	縮尺 1/100	図面番号 E-03

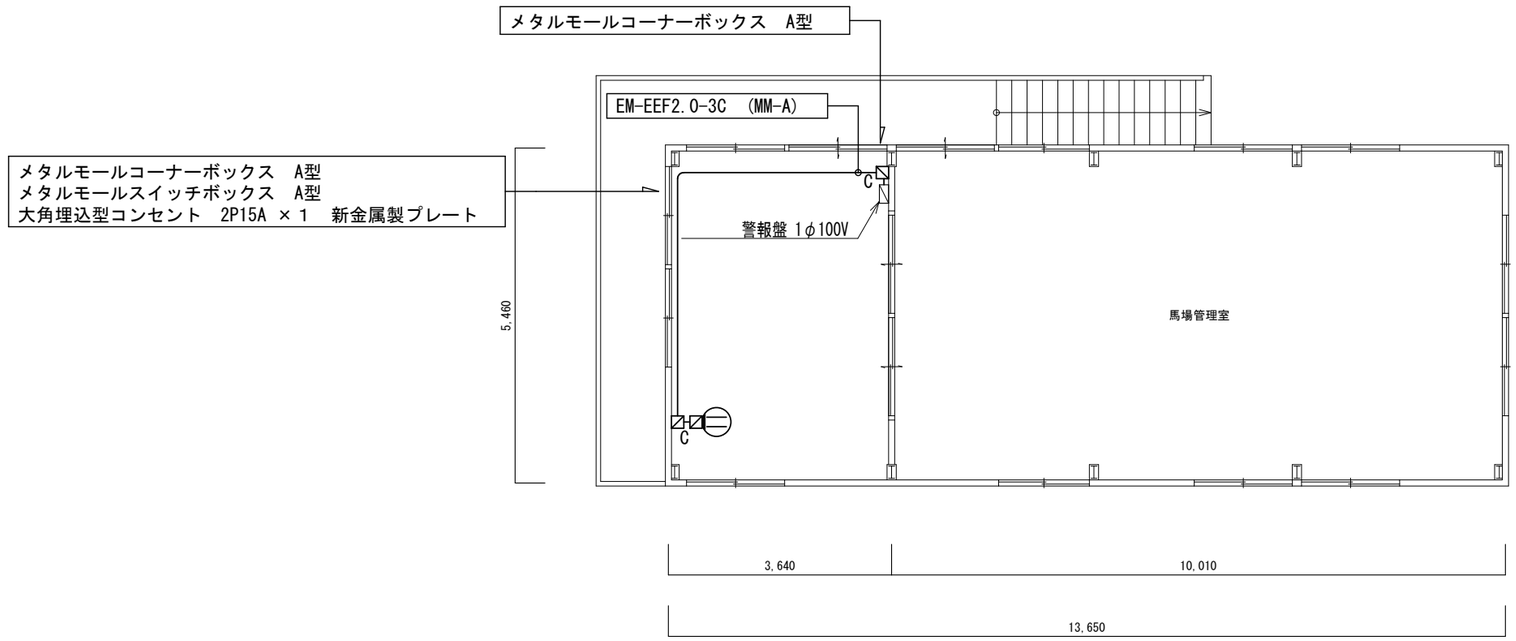

2階　平面図　S=1/100

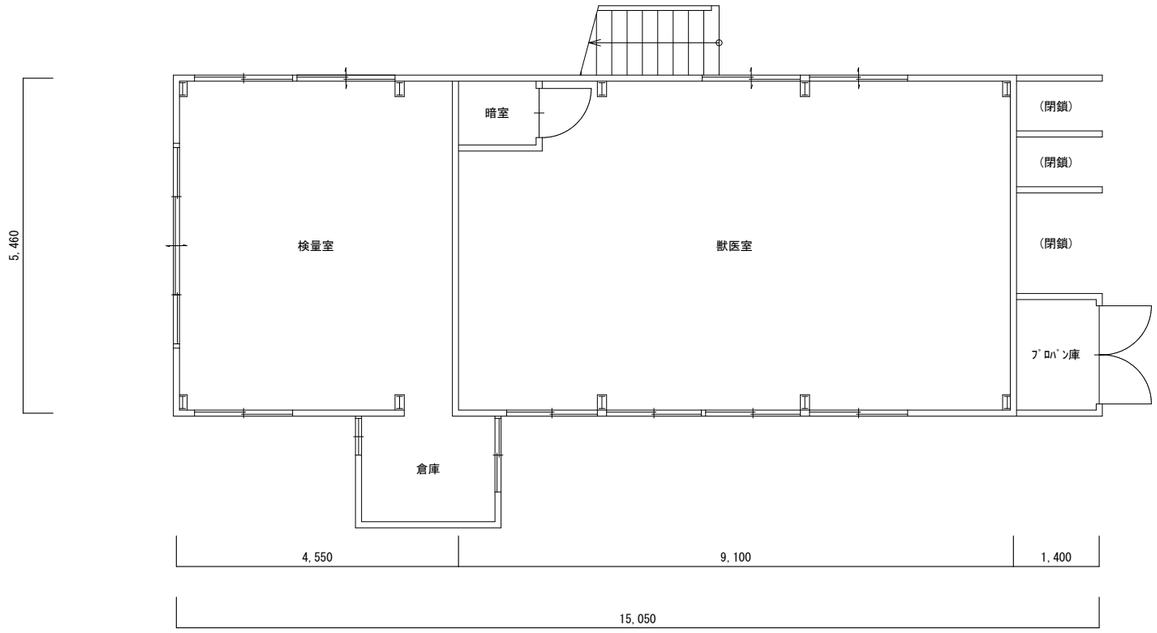

1階　平面図　S=1/100

岐阜県地方競馬組合	調整ルームほか上水切替工事	図面名称 電気設備 馬場管理室 平面図	日付 令和 4年 8月	縮尺 1/100	図面番号 E-04